

○飯塚市女性人材バンク設置要領

平成27年3月24日

飯塚市告示第87号

改正 H29—84、R4—134、R7—1、R8—64

(目的)

第1条 この告示は、飯塚市審議会等の設置及び運営に関する指針(平成22年飯塚市告示第145号)に基づき、審議会等の委員の女性の人材に関する情報の収集及び提供を行う飯塚市女性人材バンク(以下「女性人材バンク」という。)を設置し、女性の委員の登用を積極的に促進することを目的とする。

(登録の要件)

第2条 女性人材バンクに登録することができる者は、満18歳以上の女性で、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 本市に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は所属する団体等の活動拠点が本市にある者

(2) 市政に関心があり、市の附属機関等の委員として活動する意欲がある者

(R7—1—改)

(登録の方法)

第3条 女性人材バンクへの登録を希望する者(推薦する者を含む。以下「申込者」という。)は、女性人材バンク登録申込書(新規・変更)(以下「申込書」という。)に必要事項を記載して、市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書の提出が、推薦のときは、本人の承諾を得なければならない。

3 市長は、申込書が提出されたときは、速やかに審査し、その結果を飯塚市女性人材バンク登録承認・不承認結果通知書により申込者に通知するものとする。

(登録台帳)

第4条 市長は、前条第3項の規定により女性人材バンクへの登録を承認したときは、飯塚市女性人材バンク登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録を承認した者(以下「登録者」という。)の氏名等の情報を記載し、登録するものとする。

(登録の期間)

第5条 女性人材バンクの登録の期間は、登録した日から登録者の登録が抹消される日までとする。

(R8—64—改)

(登録の抹消)

第6条 登録者が登録の抹消を希望するときは、飯塚市女性人材バンク登録抹消申出書により市長に申出を行うものとする。

2 市長は、前項に定めるもののほか、登録者が第2条に規定する要件を満たさなくなったときは、職権で当該登録者を抹消するものとする。

(R8—64—改)

(登録内容の変更)

第7条 登録者は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに、市長に申し出なければならない。

2 前項の申出は、申込書により行うものとする。

(登録台帳及び申込書の管理)

第8条 登録台帳及び申込書(以下「登録台帳等」という。)は、市民協働部男女共同参画推進課長が個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び飯塚市個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年飯塚市条例第20号)の規定に基づき適切に管理するものとする。

(H29—84、R7—1—改)

(登録台帳等の閲覧)

第9条 附属機関等の委員を選任しようとする課等の長は、登録台帳を閲覧しようとするときは、飯塚市女性人材バンク登録台帳等閲覧簿に必要な事項を記入しなければならない。

(庶務)

第10条 女性人材バンクの運営及び管理に関し必要な事務は、市民協働部男女共同参画推進課において行う。

(H29—84—改)

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日 告示第84号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月20日 告示第134号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和7年1月8日 告示第1号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和8年3月6日 告示第64号)

この告示は、告示の日から施行する。